

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

夫が亡くなり、義親との
付き合いが負担です。

夫が昨年、突然亡くなりまして。まだ50代。私たちには子供がなく、急逝でもあって、強い喪失感があります。夫は一人っ子で、無理をして東京の大学を出してもらったとか。地方に残した両親のことをいつも気にかけていました。金銭的援助も続けていたようです。両親にすれば、子供はいない孫もない、兄弟姉妹といってもみな高齢だし、喪失感は私以上でしょう。遺言などもちろんなく、夫の遺産の相続分は民法上、両親3分の1、私3分の2だとか。預貯金と持ち分各半

分のマンションを合わせて3000万円程度になるので1000万円を支払いました。お二人が言うには、遺産分割はこれでよいが、今後私との縁が切れることになればそれが何よりつらいと。もはや家族は誰もいないので地方の家など大した遺産ではないが私にもらってほしいし、とにかく実の娘だと思っただけで、これからはどうぞよろしく、と手について頼まれました。

私は幸い働いていますが、今後一人で生活するし、私には自分の両親もいてその方がよほど大事だし、気が重いというのが正直なところです。

小耳に挟んだのですが、死後離婚という手があるとか。役所に姻族関係終了届を出すだけでよく、誰の同意も要らないと。それで問題がないでしょうか。なんとなく気が引けるので、お伺いしようと思いました。

姻族関係終了届を提出すれば、
義親との姻族関係は終了します。

ご主人の急逝、本当に辛いことでした。病気であればそれなりの心の準備もできますが、事故や急逝は本人はもちろん遺族にも酷です。ご両親は高齢でも故人との歴史も長いので、本当に辛いこととお察しします。

法的なことをまず申し上げると、おっしゃる通り、いわば勝手に姻族関係終了届を役所に出せば、義親との姻族関係（互いに二親等の姻族になります）は終了します。法的に何が違うのか、という点と扶養義務がなくなります。もともと扶養義務（民法877条）は、親子など直系血族や兄弟姉妹（同一項）とは違い、三親等内の親族については特別な事情がない限り課せられないので（同2項）実際はそれほど変わりません。

ただ、姻族関係終了は復氏とは別で、もし旧姓に戻りたければ復氏届を出すことになる

姻族関係終了届

受領 氏名	〒	市	区	町	番	号
送付 氏名	〒	市	区	町	番	号
戸籍記録						
氏名						
住所						
（ご本人が）						
姻族関係を終了させる人の氏名						
住所						
（扶養義務者）						
氏名						
住所						

ご主人はご両親のお墓に納骨されたのではないですか？ 姻族関係終了であれば法事には出ないし、お墓はご主人とは別でよいのですよね。最近永代供養とか墓じまいもあつて、お墓のことなど考えないという人は多いですけど、結局のところ、お子さんが

おられないことに帰着しますね。お子さんがいらつしやれば義親はずっと祖父母なので、姻族関係を終了することなど考えもしなかったでしょうし、濃淡はあれ、今後もしも子供がいれば、今後は付合っていくたでしょう。子供がいれば夫婦は配偶者亡き後、自分がどうするかという問題になります。姻族関係を終了し復氏をしても、今後親しく付き合いたいのと思えばそうすればよく、そうでなければ、無理をしてまで付き合う必要はないと思います。

自分の親には直接の扶養義務を負っており、そちらの方が大事に決まっていますから。